

宮津市障害者就労施設等優先調達方針

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「法」という。)第9条の規定に基づき、宮津市における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための方針を定める。

2 方針の対象範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての機関が障害者就労施設等に発注する物品又は役務の調達に適用する。

3 障害者就労施設等の範囲

この方針の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

4 調達目標

調達目標は、年度ごとに定めることとする。

5 調達を推進する物品及び役務

調達を推進する物品及び役務は、次のとおりとする。

(1)物品

- ・食品類(弁当、菓子、パン等)
- ・日用品・雑貨類(工芸品、手芸品等)
- ・印刷物(封筒印刷等)
- ・その他提供可能な物品

(2)役務

- ・軽作業(袋詰め、封入、シール貼り、資源物リサイクル作業等)
- ・清掃・除草
- ・その他提供可能な役務

6 物品及び役務の調達の推進方法

物品及び役務の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1)調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品及び役務の内容についての情報を収集し、その調達の推進のために必要な情報を本市のすべての機関に提供する。

(2)障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

- ア 物品及び役務の調達が生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。
- イ 物品及び役務の調達については、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1)この方針を策定し、又は見直したときは、本市ホームページ等により公表する。
- (2)毎年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を本市のホームページ等により公表する。

8 その他

- (1)障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要に応じて、この方針の見直しを行うものとする。
- (2)当該調達方針の担当窓口は、健康福祉部社会福祉課障害福祉係とする。

宮津市障害者就労施設等優先調達方針の令和 8 年度調達目標の設定について

令和8年度の調達目標を次のとおりとします。

記

1 調達目標 令和7年度実績費用の5%増とする。
(単位:円)

区 分	令和8年度目標額	令和7年度実績額	実績内容
物 品	879,000	640,530	給食賄材料等
役 務		196,644	清掃、印刷製本
合 計	879,000	837,174	